

(5)元禄9 (1696) 年 安龍福ら朝鮮船、赤崎灘へ来航

1月25日、江戸留守居小谷伊兵衛が、幕府へ松島の帰属に関する書付を提出。その中で「松嶋は何れ之国江附候嶋ニても無御座候由承候事」と述べる（「竹嶋之書附」）。28日、老中戸田山城守より大谷・村川家の竹島渡海を禁ずる老中奉書を受け取る（「御用人日記」）。

6月2日、隠岐より朝鮮人ら「伯耆国江願之儀」があるという一報が鳥取藩に入る。4日、伯耆国赤崎灘（鳥取県琴浦町）に安龍福らを乗せた朝鮮船が到着。翌5日、朝鮮人来航を知らせる飛脚を江戸へ出す（以上「御用人日記」）。6日、藩より派遣された御船手山崎主馬、長尾鼻岬（鳥取市青谷町）にて朝鮮船と遭遇し、青谷湊へ引き戻し、河口に繋ぎ止め、番船を付け置く。船長安龍福と李進士ら青谷専念寺にて藩儒辻晩庵と筆談。来意を問うも、竹島に関する訴訟かどうかは不明とされる（「因府年表」、「御用人日記」）。14日、幕府の許可なく朝鮮人を賀露東禅寺（鳥取市）へ移し（「控帳」。ほかに12日説（「因府年表」）もある）、21日に鳥取城下の町会所へ移送する（「竹島考」、「因府年表」）。

史料8 1月25日、幕府へ松島帰属に関する書付を提出（「竹嶋之書附」）。鳥取藩は、竹島は「何れ之国江附候嶋ニても無御座」と承知している旨、回答

覺

子  
正月八日

一 伯耆國赤崎より如雲國雲尾と通海  
拾里海

一 出雲國雲津より隠岐國焼火山と通海  
幾拾三里海

一 隠岐國焼火山より同國海浦と通海  
海浦より松嶋八十里海

一 松嶋より竹嶋四十里海

以上

別紙

一 松嶋伯耆中より海路百拾里海陸路事

一 松嶋より朝鮮と八十里海陸路事  
及兼此事

一 松嶋より竹嶋四十里海陸路事  
兼此事

一 松嶋伯耆赤崎より海路百拾里海陸路事  
及兼此事

一 松嶋より朝鮮と八十里海陸路事  
及兼此事

一 松嶋より竹嶋四十里海陸路事  
兼此事

以上

翻刻文は次のページ→

(二月二五日)

覚

- 一、伯耆国米子より出雲雲津迄、道程拾里程
  - 一、出雲国雲津より隠岐国焼火山迄、道程式拾三里程
  - 一、隠岐国焼火山より同国福浦迄七里
  - 一、福浦より松嶋江八十里程
  - 一、松嶋より竹嶋江四十里程
- 以上

子正月廿五日

別紙

- 一、松嶋江伯耆国より海路百式拾里程御座候事
  - 一、松嶋より朝鮮江は八、九拾里程も御座候様及承候事
  - 一、松嶋は何れ之国江附候嶋ニても無御座候由承候事
  - 一、松嶋江獵参候儀、竹嶋江渡海之節道筋ニて御座候故立寄獵仕候。他領より獵参候儀は不承候事。尤出雲国・隠岐国之者は米子之者と同船ニて参候事
- 以上

史料9 「御用人日記」 1月28日条。竹島渡海の禁制

一、戸田山城守殿より御聞役之内御招付て、平馬参上之処、御奉書被遊御渡右之写

先年松平新太郎因州伯州領知之節、相窺之伯州米子之町人村川市兵衛・大屋甚吉、竹嶋江渡海至于今雖致漁候。向後竹嶋江渡海之義制禁可申付旨被仰出候間。可被存其趣候。恐々謹言

正月廿八日

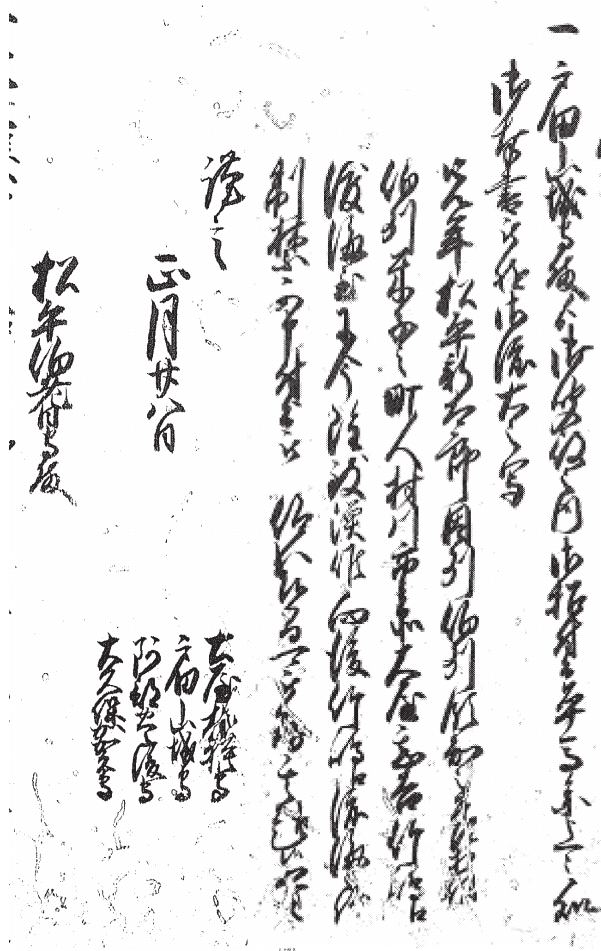
土屋相模守

戸田山城守

阿部豊後守

大久保加賀守

松平伯耆守殿



史料10 来航朝鮮人の一人「李進士」の船上所持物の目録（「因府歴年大雑集」）

<p>朝鮮花田李進士 船上所持名物置付</p> <p>祭米 一石 籾 二瓶 鬱陵嶋竹 槍子<small>籾</small> 以上</p> <p>薑編 戴同 弓子 二張 釋柘</p> <p>全<small>ナ</small> 拾肆貼 鐵鏃箭 廿箇 食塩 一石 薑筒竹</p>	<p>朝鮮花田李進士 船上所持名物置付</p> <p>祭米 一石 薑編 弍同 劔 二柄 弓子 二張 鬱陵嶋竹 槍子<small>籾</small> 肆柄</p> <p>以上</p>
--	--

史料11 「御用人日記」6月22日条。青谷専念寺にて藩儒辻晚庵、朝鮮人ら筆談し、「差て竹嶋訴訟之様ニも不相聞候旨」を確認

一 朝鮮船赤崎着岸旨付て、早速山崎主馬罷越候之様申渡、主馬罷越候処、舟磯にて出合申候得共、舟磯は所も悪、船掛留候事難成、青屋江引船にて廻し、湊江朝鮮船入置、番船等附置候。前廉隱岐国より申来候は、竹嶋之儀付て、御訴訟參候旨申由之注進に付て、様子承候様ニと、平井金左衛門申渡罷越候処、通辞も無之、埒難明付て、辻晚庵青屋江遣旨、晚庵青屋江到着千念寺江あんひちゃん其外兩人呼上ケ対談申様子承候処、差て竹嶋訴訟之様ニも不相聞候旨、金左衛門・晚庵江承候て罷帰間、船中ニ有之物之書記も御国より差越候。右之段々、御国より注進申上付て、今日

(後略)